

牧之原市教育委員会 会議録

令和7年11月27日、牧之原市教育委員会が牧之原市役所相良庁舎に招集された。
この委員会に付議するため、教育長の告示した議案は次のとおりである。

付議議案

- 報告第17号 牧之原市教育委員会後援名義使用の許可について
- 報告第18号 令和7年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について
- 議案第13号 牧之原市立相良小学校の主任等の変更について
- 議案第14号 教育財産の取得の申出について
- 議案第15号 教育財産の取得の申出について
- 議案第16号 指定管理者の指定について（牧之原市社会体育施設）
- 議案第17号 教職員の服務規律違反に関する指導措置について

出席委員

橋本 勝	事務局	教育文化部長	竹内英人
吉住幸子		学校教育課長	小倉圭司
池ヶ谷祐太		社会教育課長兼	
渡辺彩子		大河ドラマ活用推進室長	本杉裕之
		スポーツ推進課長	佐々木悟
		学校再編推進室長	小塚康道
		教育総務課課長	永野智芳
		教育総務課主幹	飯田隆太

開会時刻 午前9時40分 牧之原市役所相良庁舎4階第2会議室

教育長挨拶

最近、部内で掛川市教委の取組が話題に挙がる。掛川市では、来年度から全市立小1～3年生の通知表を廃止する方針が示された。代わりに学習支援アプリを使って、個々のデータを示す形にするという。さらに昨日の新聞報道によると、小中学校の教員が子供たちに課す宿題を止めるよう校長会に提案しているとのこと。県内多くの小中学校で、これまで当たり前のように行われてきたことを大きく変える動きである。さて、本市教育委員会ではこの動向をどう見るか。機会があるときに、委員の皆さんの御意見を伺ってみたい。

会議録署名人の決定（事務局より指名）

橋本教育長と吉住委員を指名

教育長報告

令和7年10月27日から令和7年11月26日までの主な行事について報告があった。

報告第16号 牧之原市教育委員会後援名義使用の許可について
(事務局より説明)

質疑・意見なく、承認された。

報告第18号 令和7年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について
(事務局より説明)

質疑・意見なく、承認された。

個人情報に関わる案件のため、個別の審議状況については非公開とする。

議案第13号 牧之原市立相良小学校の主任等の変更について
(学校教育課長より説明)

質疑・意見なく、決定された。

議案第14号 教育財産の取得の申出について

議案第15号 教育財産の取得の申出について

(学校再編室長より一括して説明)

質疑・意見の後、決定された。

池ヶ谷委員 用地取得後、青地以外の部分から先に工事を進めるということは考えているか。

学校再編室長 青地の部分は除外するまで手を付けることができないため、それ以外の着手可能な範囲で、例えば調整池等の造成は考えていきたいと思っている。

池ヶ谷委員 2033年の開校は、それより早くなるということはないか。

学校再編室長 議会からも意見をいただいているが、来年再来年から造成に着手して、その後建築という形になるため、努力はしたいと思っているが、今の段階では2033年の開校ということで進めていく。

渡辺委員 土地に関して、地権者から了承はいただいているのか。

学校再編室長 相良榛原とも全地権者から同意書はいただいている。契約については議決が必要なため、今は仮契約という形で用地交渉を進めている。

議案第16号 指定管理者の指定について(牧之原市社会体育施設)
(スポーツ推進課長より説明)

質疑・意見の後、決定された。

池ヶ谷委員 指定管理者を決めるにあたって審査があったか、また他の団体が手を挙げたかという経緯を聞きたい。

スポーツ推進課長 指定管理者の審査については、管理検査課が所管する指定管理者

- 選定委員会の方へ諮って決定させていただいている。また、今回の社会体育施設は、公募によらない形で選定している。
- 教育文化部長 当初から、収益があまり見込めない施設ということもあり、応募してくる業者がなかったが、現状においても、やはり競争して決めるという状況ではないことから、今回も同じように公募によらない方法で契約することになる。10月に、現在の指定管理者からの継続の申請に基づいて、指定管理選定委員会による審査を行った。各項目の点数による評価を行い、管理運営を委託できる一定基準の能力があるということで、スポーツ協会を選定した。
- 池ヶ谷委員 公共施設なので、スポーツ協会が管理することがいいと思う反面、今後、例えば公募をして、ここの施設を活用していく企業などが現れたときに、それが公共施設で誰もが使えるという状態に加えて、そこで何かお金を見出したりだとか、牧之原市の地域に貢献するということになるといいと考えての質問だった。
- 教育文化部長 民間の活用といった発想は、これからの公共施設には必要という認識はあるが、一方で、指定管理料にもダイレクトに直結する。もっと民間の発想をとということで、スポーツ協会とビルメンテナンス会社で組んだ企業体で請け負っていただいているが、やはり実際の直接経費に対して、いわゆる間接的な経費が乗ってくるため、やはりその施設や種類によるという状況にある。
- 吉住委員 やはり、いくら儲けてくださいと言ってもなかなか難しいというのもよくわかる。
- 以前、例えば、テニスコートが予約できなかったという市民からの話を聞いた。そのときには教育委員会の方に話を上げてちゃんとした返事をもらったが、1社だけでやってる以上はそういう苦情や注文を柔軟に受けてくれるといいと思った。
- 教育文化部長 指定管理者としてその責任も負っているのですが、そこは問題なくできているかと思うが、おっしゃる通り、せっかく競技者や愛好者の集まりでもある体育協会が体育施設を管理するので、もう少し体育協会全般の活性化に繋がるようなところに結びつけていただけるといいと思っている。今後、これから10年というスパンを見据えた組織の運営にも、市として関わっていかなければいけないと思っている。
- 池ヶ谷委員 ガスワンアリーナの予約システムについて、インターネット上でという形でやり始めて、軌道に乗ったら他の体育施設でもネットで予約できたりというように変わってくるという話を以前されたと思うが、そのシステムはどうなったのか。
- スポーツ推進課長 予約システムは、2～3月頃から運用開始になる。正式には4月開

始になる見込みである。

教育文化部長 来年の大きな大会の予約等の調整が今後入ってくるので、まもなくアナウンスされてくるという状況。ただし、ガスワンのシステムだけ単独で動くような形になる。他の体育施設は、市と同じシステムで動くようになるが、ガスワンは一緒にはできなかった。来年の4月からは、大会等の当分先の予定を決める会議も今まで通りあるが、毎月の予約は、いわゆる予約解禁日があって、そこから Web 上で取ることになる。

議案第 17 号 教職員の服務規律違反に関する指導措置について
(学校教育課長より説明)
質疑・意見の後、決定された。

閉会 (閉会時刻 午前 11 時 56 分)